

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱

令和2年6月3日 文部科学大臣裁定
令和2年6月19日 一部改正

(通 則)

第1条 学校保健特別対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるものほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の一斉臨時休業に係る対応及び臨時休業からの再開等を支援するため、学校設置者が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について国の予算の範囲内でその経費を補助する。

(1) 感染症対策のためのマスク等購入支援事業

学校再開等にあたり集団感染のリスクを避けるため、学校設置者が実施する保健衛生用品等の整備に必要な経費を補助することにより、幼児、児童及び生徒が安心して学ぶことができる体制の整備を促進する。

(2) 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施する取組に係る経費を補助することにより、障害のある幼児、児童及び生徒が安心して学ぶことができる体制の整備を促進する。

(3) 修学旅行のキャンセル料等支援事業

学校の一斉臨時休業期間中に予定していた修学旅行を、中止したり延期したりすることにより発生したキャンセル料等について、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した場合、その経費を補助することにより、保護者の経済的な負担軽減を図る。

(4) 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業

感染リスクを最小限にしながら学校を再開し、十分な教育活動を継続するため、学校設置者が実施する取組に係る経費を補助することにより、学校における感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をする体制の整備を促進する。

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者は学校設置者とし、補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額等は別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、交付申請書（様式1－1～1－4）を大臣に提出しなければならない。

- 2 学校設置者が学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下同じ。）であるときは、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助金の交付を受けようとする学校設置者が市区町村及び学校法人等であるときは、第1項の規定に基づく交付申請書の提出については、市区町村にあっては都道府県教育委員会を、学校法人等にあっては、学校法人が設置する高等専門学校に係るもの除き、都道府県知事を経由するものとする。
- 4 都道府県教育委員会及び都道府県知事は、前項の交付申請書に交付申請額一覧（様式2－1～2－4）を添えて大臣に送付するものとする。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書（様式3－1～3－4）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付すことができるものとする。
- 4 大臣は、第1項の規定にかかわらず、市区町村又は学校法人等から前条第3項の規定による交付申請書等の提出があったときは、市区町村にあっては都道府県教育委員会に、学校法人等にあっては、学校法人が設置する高等専門学校に係るもの除き、都道府県知事に交付決定額一覧（様式4－1～4－4）を送付するものとする。
- 5 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、大臣から前項に基づく市区町村又は学校法人等に係る交付決定一覧の送付を受けたときは、速やかに市区町村又は学校法人等に対し交付決定通知書（様式3－1－2～3－4－2）を作成の上、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が市区町村及び学校法人等の場合は、前項の規定に基づく書類の提出については、市区町村にあっては都道府県教育委員会を、学校法人等にあっては、学校法人が設置する高等専門学校に係るものを除き、都道府県知事を経由するものとする。
- 3 都道府県教育委員会及び都道府県知事は、前項の規定により受領した書類を大臣に送付するものとする。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、地方公共団体にあっては法令の定めに従い、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人並びに学校法人等にあっては国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式5－1～5－4）を大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、補助事業の目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合はこの限りではない。

- 2 補助事業者が市区町村及び学校法人等の場合、前項の規定に基づく書類の提出については、市区町村にあっては都道府県教育委員会を、学校法人等にあっては、学校法人が設置する高等専門学校に係るものを除き、都道府県知事を経由するものとする。
- 3 都道府県教育委員会及び都道府県知事は前項の規定により受領した書類を大臣に送付するものとする。
- 4 第5条の規定は、前3項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式6－1～6－4によるものとし、都道府県教育委員会及び都道府県知事が、市区町村及び学校法人等に対し作成し通知する変更交付決定通知書は様式6－1－2～6－4－2とする。
- 5 大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式7）を大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 補助事業者が市区町村及び学校法人等の場合、前項の規定に基づく書類の提出については、市区町村にあっては都道府県教育委員会を、学校法人等にあっては、学校法人が設置する高等専門学校に係るものを除き、都道府県知事を経由するものとする。

3 都道府県教育委員会及び都道府県知事は前項の規定により受領した書類を大臣に送付するものとする。

(事業の遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式8）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者が市区町村及び学校法人等の場合、前項の規定に基づく書類の提出については、市区町村にあっては都道府県教育委員会を、学校法人等にあっては、学校法人が設置する高等専門学校に係るものを除き、都道府県知事を経由するものとする。
- 3 都道府県教育委員会及び都道府県知事は前項の規定により受領した書類を大臣に送付するものとする。

(状況報告及び調査)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式9）を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者が市区町村及び学校法人等（学校法人が設置する高等専門学校に係るものをおいても前項の規定を準用する。）である場合、都道府県教育委員会又は都道府県知事の要求があったときにおいても前項の規定を準用する。
 - 3 大臣、都道府県教育委員会又は都道府県知事（以下「大臣等」という。）は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書（様式10）を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者が市区町村及び学校法人等の場合、前項の規定に基づく書類の提出については、市区町村にあっては都道府県教育委員会に、学校法人等にあっては、学校法人が設置する高等専門学校に係るものを除き、都道府県知事に提出するものとする。
 - 3 前2項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
 - 4 補助事業者が学校法人等の場合、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 大臣等は、前条第1項及び第2項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式11）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、補助事業者が市区町村又は学校法人等であるときは、都道府県教育委員会又は都道府県知事が交付すべき補助金の額を確定するものとする（学校法人が設置する高等専門学校に係るものを除く）。また、都道府県教育委員会及び都道府県知事は補助金の額の確定を行った場合は、確定報告書（様式12-1～12-4）に当該市区町村及び学校法人等の実績報告書の総括表（写）を添えて大臣に送付するものとする。

- 3 大臣等は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前2項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 4 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 大臣は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第5項の規定を準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 学校法人等は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式13）を大臣等に提出しなければならない。

- 2 大臣等は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金の支払は、原則として第13条第1項又は第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払ることができる。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させことがある。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上のものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書（様式14）を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則（令和2年6月3日2文科初第247号）

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

附則（令和2年6月19日一部改正）

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

別 記（第3条関係）

1 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額等は次のとおりとする。

事業名	補助事業の内容	補助事業者（対象学校種）	補助対象経費	補助金の額
感染症対策のためのマスク等購入支援事業	学校再開等にあたり集団感染のリスクを避けるため、学校設置者が必要とする経費（保健衛生用品等を整備する経費）を補助する。	学校設置者 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（高等課程）、各種学校（うち幼稚園、小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。）、高等専門学校（1～3学年）)	補助事業者が感染症の感染拡大による学校の一斉臨時休業及び一斉臨時休業からの学校再開に係る対応にあたって保健衛生用品等（マスク、消毒液、体温計等）を整備するために必要な経費 詳細については、実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の1／2とする。 (ただし、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が実施する補助事業については10／10とする。) 補助対象経費は児童生徒数に340円を乗じた額を上限とする。
特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業	特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るために、学校設置者が実施する取組に係る経費を補助する。	学校設置者 (国公私立の特別支援学校)	補助事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための、以下の取組を実施する場合に要する経費 (1) スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組 (2) スクールバスに乗車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等（医師の判断に基づき、個別に通学が必要と判断された者を含む。）の罹患を防ぐための取組 細部については、実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の1／2とする。 (ただし、国立大学法人が実施する補助事業については10／10とする。)
修学旅行のキャンセル料等支援事業	学校の一斉臨時休業期間中に予定していた修学旅行を、中止したり延期したりすることにより発生したキャンセル料等について、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した場合、その経費を補助する。	学校設置者 (国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、及び専修学校（高等課程）)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として政府が要請した学校の一斉臨時休業期間中に予定していた修学旅行を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等について、本来保護者が負担することになる経費を学校設置者が負担した場合における経費。 細部については、実施要領に定めるものとする。	定額（児童生徒一人当たり12,060円を上限とする。）

事業名	補助事業の内容	補助事業者（対象学校種）	補助対象経費	補助金の額
学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業	感染リスクを最小限にしながら学校を再開し、十分な教育活動を継続するため、感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をするための取組に必要となる経費を補助する。	学校設置者 (国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、及び専修学校（高等課程）)	学校設置者が学校再開に伴う感染症対策等及び学習保障等として取組を実施する場合に要する経費 詳細については、実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の1／2とする。 (ただし、国立大学法人が実施する補助事業については10／10、学校法人等が実施する補助事業については補助上限額の範囲までは定額とする。) 補助上限額については、実施要領に定めるところによる。

算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第1－4（第4条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付申請書
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、下記のとおり国庫補助金を交付されるよう、收支予算書その他関係資料を添えて申請します。

記

1. 国庫補助金交付申請額

円

2. 国庫補助金交付申請額の内訳

(単位：円)

補助対象経費 (A)	申 請 額 (B)	設置者負担額 (A)-(B)
	0	0

3. 事業計画等（別添1のとおり）

学校保健特別対策事業費補助金 事業計画書
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

1. 対象となる学校と取組に要する経費

	学校名	学校種	加算有無	児童生徒数	取組内容	補助上限額 (A) (円)	補助対象経費 (円)	補助対象経費 ×補助率 (B) (円)	申請額 (A) と (B) の いづれか低い額
1						0	0	0	0
2						0	0	0	0
3						0	0	0	0
4						0	0	0	0
5						0	0	0	0
6						0	0	0	0
7						0	0	0	0
8						0	0	0	0
9						0	0	0	0
10						0	0	0	0
11						0	0	0	0
12						0	0	0	0
13						0	0	0	0
14						0	0	0	0
15						0	0	0	0
16						0	0	0	0
17						0	0	0	0
18						0	0	0	0
19						0	0	0	0
合計						0	0	0	0

※義務教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、中等教育学校（後期課程）は、行を分けて記入すること。

※本校、分校は、行を分けて記入すること。

※「児童生徒数」欄は、令和2年5月1日現在の児童生徒数を記入すること。

※「取組内容」欄は、ア：感染症対策等、イ：学習保障のうち、各学校における取組内容をいづれか又は両方を記号（ア、イ）で記入すること。

様式第2－4（第4条関係）

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付申請額一覧
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

市町村・公立大学法人・学校法人分

番号	補助事業者名	交付申請番号	交付申請年月日	補助対象経費	申請額
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
11					円
12					円
13					円
14					円
15					円
16					円
17					円
18					円
19					円
合計				0	0

様式第3－4（第5条関係）

文書番号

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定通知書
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金について
は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」
という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定に
より通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)」とし、その内容
は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額について
は、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金額	円

3 補助事業は、令和 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

4 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に1／2を乗じて得た額（国立大学法人が実施する補
助事業にあっては10／10、学校法人等が実施する補助事業にあっては補助上限額の範囲までは定
額とする。1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）と補助金額とのいずれか低い額とす
る。

5 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令（昭和30年政令第255号）」及び「学校保健特別対
策事業費補助金」交付要綱に従わなければならない。

6 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付
の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した
書類を大臣に提出しなければならない。

様式第3-4-2（第5条関係）

文書番号

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定通知書
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金について
は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」
という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定に
より通知します。

令和 年 月 日

(都道府県教育委員会名)
(都道府県知事名)

1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)」とし、その内容
は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額について
は、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金額	円

3 補助事業は、令和 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

4 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に1/2を乗じて得た額（国立大学法人が実施する補
助事業にあっては10/10、学校法人等が実施する補助事業にあっては補助上限額の範囲までは定
額とする。1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）と補助金額とのいずれか低い額とす
る。

5 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令（昭和30年政令第255号）」及び「学校保健特別対
策事業費補助金」交付要綱に従わなければならない。

6 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付
の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した
書類を市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人等にあっては都道府県知事に提出しなければ
ならない。

様式第4－4（第5条関係）

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定額一覧
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

市町村・公立大学法人・学校法人分

番号	交付申請者名	交付申請番号	交付申請年月日	補助対象経費	補助金額
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
11					円
12					円
13					円
14					円
15					円
16					円
17					円
18					円
19					円
20					円
合計				0	0

様式第5－4（第8条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 計画変更承認申請書
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱第8条1項の規定により、下記のとおり事業の内容を変更したいので承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 既交付決定額 | 円 |
| 2. 変更後の交付申請額 | 円 |
| 3. 差引増減額 | 円 |
| 4. 変更の事由 | |

5. 変更後の内訳 (単位：円)

区分	変更後の 補助対象経費 (A)	変更後の 交付申請額 (B)	既交付決定額 (C)	差引増減額 (D)=(B)-(C)
学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業				0

(注) 別紙として、当初の事業計画書の訂正したものを添付すること。

様式第6－4（第8条関係）

文書番号

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定通知書
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を、次のとおり変更して交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)」とし、その内容は、変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(単位：円)

補助対象経費		補助金額	
当初	変更後	当初	変更後

- 3 補助事業は、令和 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。
- 4 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に 1 / 2 を乗じて得た額（国立大学法人が実施する補助事業にあっては 10 / 10、学校法人等が実施する補助事業にあっては補助上限額の範囲までは定額とする。1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）と補助金額とのいずれか低い額とする。
- 5 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令（昭和30年政令第255号）」及び「学校保健特別対策事業費補助金」交付要綱に従わなければならない。
- 6 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

様式第6－4－2（第8条関係）

文 書 番 号

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定通知書
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金について
は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」
という。）第6条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を、次のとおり変更
して交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

(都道府県教育委員会名)
(都道府県知事名)

1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校
保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)」とし、その内
容は、変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額について
は、別に通知するところによるものとする。

(単位：円)

補助対象経費		補助金額	
当初	変更後	当初	変更後

3 補助事業は、令和 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

4 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に 1 / 2 を乗じて得た額（国立大学法人が実施する補
助事業にあっては 10 / 10、学校法人等が実施する補助事業にあっては補助上限額の範囲までは定
額とする。1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）と補助金額とのいずれか低い額とす
る。

5 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令（昭和30年政令第255号）」及び「学校保健特別対
策事業費補助金」交付要綱に従わなければならない。

6 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付
の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した
書類を市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人等にあっては都道府県知事に提出しなければ
ならない。

様式第7（第9条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 中止（廃止）承認申請書
(事業名)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった学校保健特別対策事業費補助金（事業名）については、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（令和 年 月 文部科学大臣決定）第9条の規定に基づき、下記の理由により補助事業を中止・廃止したいので承認されたく申請します。

記

1. 交付決定額 円

2. 事業中止（廃止）の理由

3. 添付書類

※交付決定通知書の写しを添付すること。

様式第8（第10条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 遅延報告書
(事業名)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった学校保健特別対策事業費補助金（事業名）については、年度内に事業の完了が困難となったため、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

理由

様式第9（第11条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 実施状況報告書
(事業名)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、標記補助金に係る事業の遂行状況を別紙のとおり報告します。

都道府県等名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 状況報告書
 (学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

(単位:円)

	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	支出済額 (C)	支出見込額 (D)	合計 (E)=(C)+(D)	(F)=(E)×補助率 ※千円未満切捨	差引増(△減)額 (G)=(F)-(B)
学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業					0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

- 1 (B)欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。
- 2 (F)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。
- 3 「支出済額(C)」には、既支出済額を記入すること。
- 4 「支出見込額(D)」には、これから支出する見込み額を記入すること。ただし、(C)欄に記載した経費を再掲しないこと。

様式第10（第12条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 実績報告書の提出について
(事業名)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、別紙のとおり実績報告書を提出します。

都道府県等名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 実績報告書
 (学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

(単位:円)

補助事業区分	交付決定額 (A)	補助事業に要した経費 (B)	(B) × 補助率 ※千円未満切捨て (C)	(A)と(C)のいずれか 低い額(D)
学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に 係る支援事業			0	
計	0	0	0	0

- 1 (A)欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。
- 2 (C)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。
- 3 出納簿など、補助事業に要した経費の内容がわかる書類を添付すること。

様式第11 (第13条関係)

文 書 番 号

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金の額の確定通知書
(事業名)

(補助事業者名)

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金の額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、次のとおり確定します。

令和 年 月 日

文部科学大臣
都道府県教育委員会
都道府県知事

確 定 額

学校保健特別対策事業費補助金

円

様式第12-4（第13条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(記名押印又は署名)

都道府県教育委員会名
都道府県知事名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金に係る額の確定報告書
(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金に係る額を下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1. 総括表

補助対象経費 円	交付決定額 (A) 円	確定額 (B) 円	不用額 (A) - (B) 円	確定年月日

2. 内訳（別紙のとおり）

様式第13（第15条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 消費税等仕入控除税額確定報告書
(事業名)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった学校保健特別対策事業費補助金（事業名）について、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の額（交付要綱第13条1項による額の確定額）

円

2. 補助金の額の確定時における消費税及び地方税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（上記3から2の額を差し引いた額）

円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること

様式第14（第18条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 財産処分申請書
(事業名)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった学校保健特別対策事業費補助金（事業名）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

記

1. 処分の種類（該当するものに○）

- （ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄
担保に供する処分（抵当権の設定））

2. 処分の概要

- ①補助事業者
②補助対象財産名
③所在地
④補助対象財産種別
⑤国庫補助相当額（処分に係る部分の額） 円
⑥国庫補助額全体 円
⑦総事業費 円
⑧国庫補助年度 年度
⑨処分制限期間 年
⑩経過年度 年
⑪処分の内容
⑫処分予定年月日
⑬譲渡予定額（譲渡の場合） 円

3. 経緯及び処分の理由

4. 承認条件としての納付金

(有 無)

→無の場合（承認基準の第3（国庫納付に関する承認基準）の該当項目に○）

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1) → (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5. 添付資料

- ・当該補助対象財産の仕様書及び写真等（当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合は不要）
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- ・その他参考となる資料